



パートナーシップ通信(第69号)

令和7年11月 交通・地域安全課



犯罪被害者週間

令和7年
11月1日～12月1日

「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日前の1か月間、広報啓発強化期間として、犯罪被害者やその御家族・御遺族が置かれている状況や名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的に啓発活動が行われます。

ある日突然、何の落ち度もないのに、犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、傷害を負ってしまうことが後を絶ちません。犯罪による被害とは、犯罪そのものによって心や身体が傷つくだけではありません。被害者、その御家族・御遺族は、その後の生活中でもさまざまな困難に直面しています。

犯罪被害者等支援

令和7年 11月1日～12月1日 広報啓発強化期間



〈横断歩道での交通事故防止対策〉

『横断歩道「止まらんば運動」』及び『安全横断「手のひら運動」』の推進！

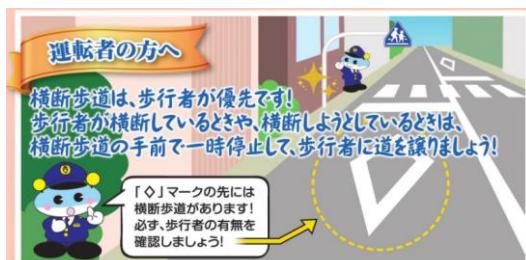
横断歩道は歩行者が優先です！！

※「△」の先には横断歩道があります！

※歩行者が横断している時や、横断しようとしている時は必ず横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道を譲りましょう！

「手のひら」で横断の意思を伝えましょう！！

※道路を横断する際は、車の運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えましょう！



＼パートナーシップ事業所の活動紹介／

(※令和6年度の活動報告から)



九州電力株式会社 長崎営業センター・

佐世保営業センター・大村営業センター

○事業所周辺の見回り・点検とともに、長崎電気ビル周辺の清掃活動を年2回実施して、環境整備を図りました。また、警察OBの嘱託課長によるコンプライアンス講話を実施し、防犯・交通安全への意識付けを図りました。

○犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間期間中に潮見小学校通学エリアの防犯パトロールを実施しました。

毎月1回、事業所周辺の清掃を行い、地域の環境整備を図っています。また、毎朝の朝礼時には「安全標語」の唱和を行い、車両運転の前後にはアルコールチェックを行うなど、交通事故防止に努めています。



○警察署が発行している「生活安全ニュース」を社員に通知・回覧して、犯罪被害に遭わない意識付けを図っています。

事業所周辺の清掃をする過程で、地域の見守り活動を実施しています。

車両運転前後にはアルコールチェックを行い、四季の交通安全運動時には所内に通知するなど、交通事故防止を図っています。



星野管工設備株式会社(長崎市)

○事業所周辺の清掃活動

2月15日、従業員13名で県道28号長崎畠刈線の歩道を往復2キロにわたり、清掃、周辺の見回り、安全点検を行いながら、歩道のゴミや雑草の除去作業を実施して、犯罪の起きにくい環境づくりを図りました。



○防犯・交通安全への意識

社内に安全用掲示板を設け、長崎県や関係団体から送付された安全ポスターを貼付し、社員のほか、来客・取引先に対しても防犯・交通安全への意識付けを図っています。



長崎県対馬病院(対馬市)

県警から送付された「犯罪なく3ば運動実施中」のほか、「交通安全運動」のポスターを院内の壁に貼付し、来院者に対して、防犯・交通安全への意識付けを図っています。



また、院内ネットワーク上では、職員の防犯意識を高めるため、県警や県から提供される防犯情報について共有を図り、防犯の意識付けを図っています。